第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成26年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画

放流水系	放流数（千尾）				
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	合計
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成26年３月28日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道17号	群馬県前橋市荻窪町字南田２番地２から同市上細井町字上町948番地１まで

２　指定する期日　平成26年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年３月28日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道17号	群馬県前橋市荻窪町字南田２番地２から同市上細井町字上町948番地１まで

２　指定する期日　平成26年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年３月28日

中国地方整備局長　栗田　悟

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
高速自動車国道尾道松江線	広島県三次市吉舎町海田原字殿平37番35から広島県三次市四拾貫町1393番４

２　指定する期日　平成26年３月30日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公聴会

成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会

航空法第43条第２項において準用する同法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成26年３月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　事案の内容　平成26年国土交通省告示第398号に係る成田国際空港について指定した空港の範囲の変更について

２　日時　平成26年４月14日午後２時

３　場所　千葉県成田市赤荻1574番地　中郷運動施設体育館

４　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室長（同室長が出席できないときは首都圏空港課職員のうち係長以上の職にある者）